

金沢市の介護保険料の減免に係る審査基準の一部改正について（案）

1 趣 旨

長期・短期譲渡所得等には、税については特別控除が適用されますが、第1号被保険者の介護保険料については、当該特別控除が適用されないため、居住用財産の買換え等により売却代金が手元に残らない場合であっても、その売却代金が所得として計上された「合計所得金額」により算定しますので、保険料が高額になります。このような場合には、保険料の減免措置を講ずることが可能であるとの国の通知を受けて、審査基準である金沢市介護保険料減免取扱要綱の一部改正を行うものです。

2 改正内容

居住用財産の売却代金を居住用財産の買換え又は債務弁済に充てた場合は、当該年度に係る保険料を、自己の居住用財産の購入又は債務弁済に充てた譲渡所得を控除した所得を基礎として保険料を再計算して得た額との差額について減免します。

3 施行期日

平成27年10月1日（予定）